平成２３年（フ）第２３７号
長崎県長崎市本尾町20番15―101号、旧住所長崎県長崎市深堀町４丁目70番地６
債務者　植木惠津子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
新潟県新発田市五十公野4728番地２
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５９号
新潟県新発田市菅谷3345番地１　特別養護老人ホームヒルトップくしがた、住民票上の住所新潟県村上市高根625番地３
債務者　板垣　信子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１５２号
愛知県丹羽郡大口町大屋敷３丁目207番地　軽費老人ホーム一期一会荘、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西36番地１　Ａ―102号
債務者　才田小夜子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県西脇市西脇707番地の２　クリアーコート103号
債務者　人見　浩之
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１７１号
香川県高松市牟礼町原715番地25
債務者　長瀬　正之
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２２４号
香川県高松市牟礼町牟礼1477番地１　グリーンダイヤ村瀬Ｂ棟101号室
債務者　山田　京子（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３号
福岡県築上郡築上町大字小山田2255番地２
債務者　稲葉　博宣
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
福岡県行橋市大字大野井689番地２
債務者　林　　万智
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
福岡県京都郡苅田町大字上片島1379番地　町営住宅１号
債務者　白石　　功
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
福岡県京都郡苅田町大字上片島1379番地　町営住宅１号
債務者　白石ゆう子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
茨城県土浦市荒川沖西２丁目21番10号
債務者　森　　雅旦
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３１号
愛知県半田市大池町４丁目18番地の１　ラフィネM205号
債務者　鵜海　真代（旧姓小越・郷）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目24番31号
債務者　大塚貴司朗
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２９４号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目22番23号　仙台旭ケ丘ハウス101
債務者　佐藤　広明
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
仙台市若林区上飯田３丁目23番15号　ユートピア幸館Ⅵ202
債務者　佐々木由美子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
茨城県ひたちなか市大字中根3600番地の371、住民票上の住所茨城県つくばみらい市田村611番地
債務者　細田　尚恵
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所